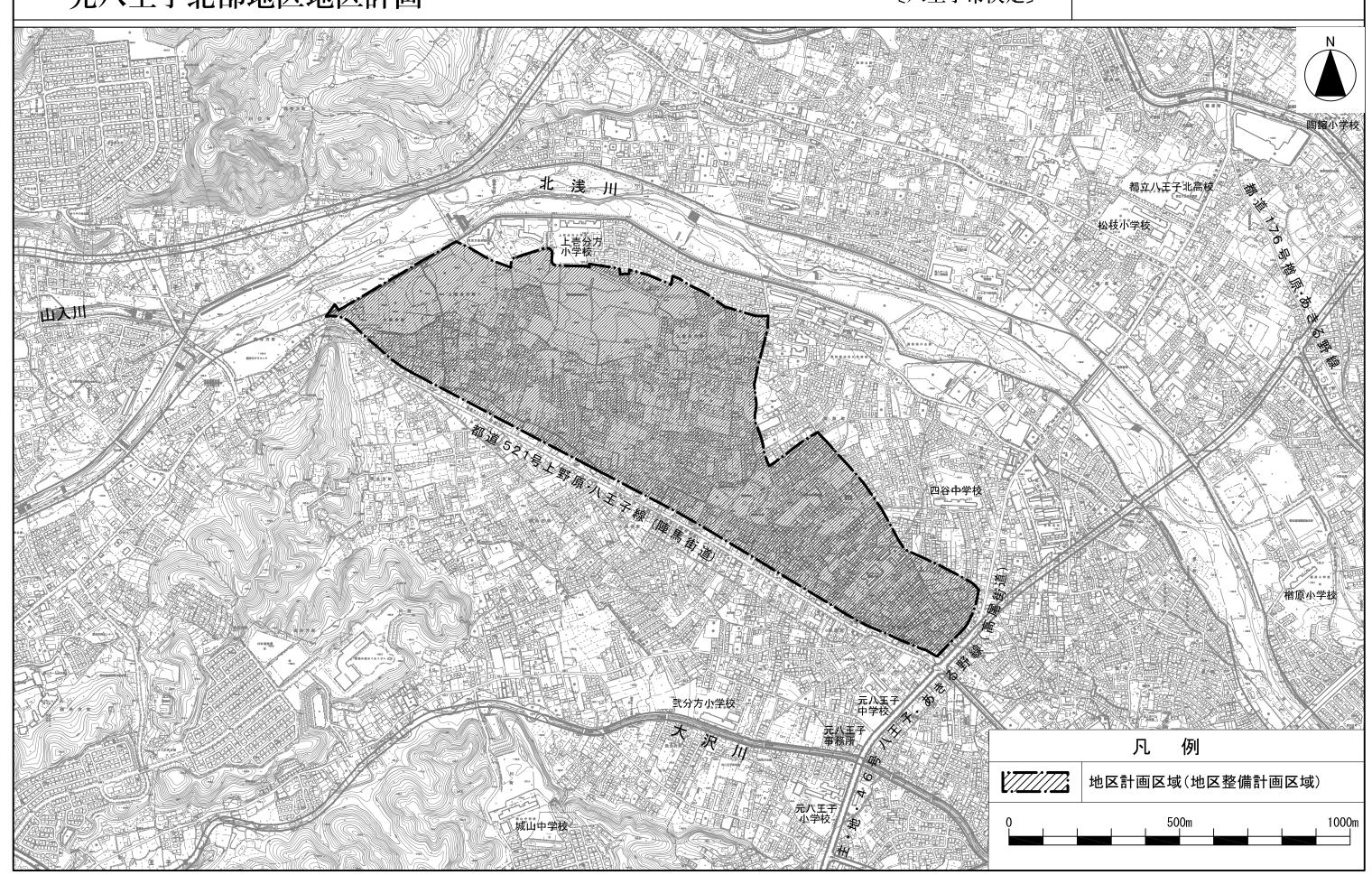
八王子都市計画地区計画 元八王子北部地区地区計画

位置図

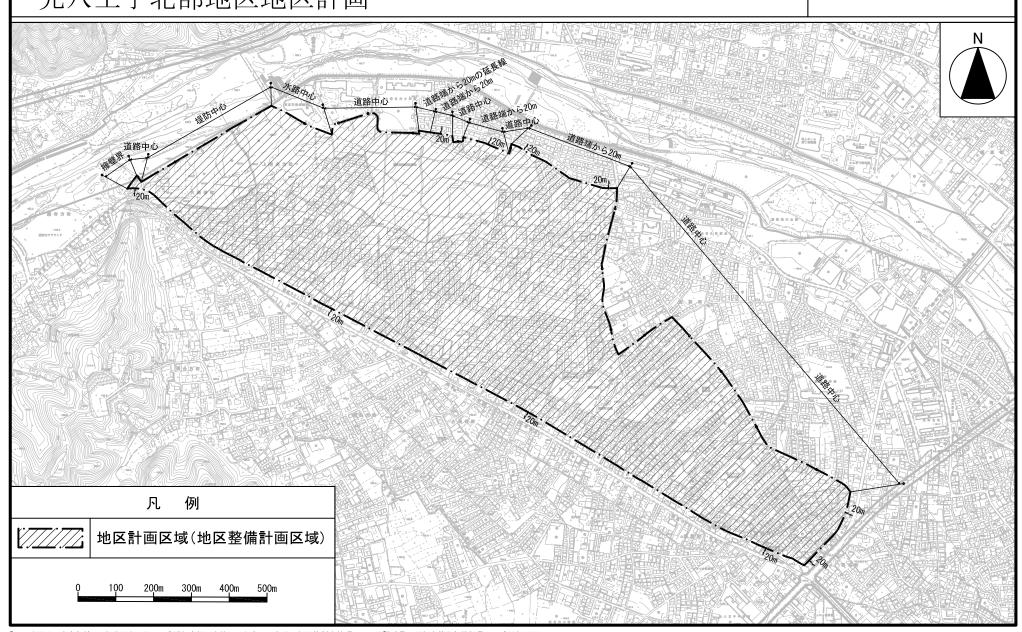
〔八王子市決定〕



八王子都市計画地区計画 元八王子北部地区地区計画

計画図

〔八王子市決定〕



八王子都市計画地区計画の変更 (八王子市決定)

都市計画元八王子北部地区地区計画を次のように変更する。

	名 称	元八王子北部地区地区計画
	位 置 ※	八王子市大楽寺町、上壱分方町、諏訪町及び四谷町各地内
	面積※	約82.7ha
	地区計画の目標	本地区は、本市の中心市街地と西部地域を結ぶ主要な幹線道路である陣馬街道及び高尾街道沿道の後背地に広がる地域で、近年は、小規模開発などによる宅地化に伴う農地の減少傾向が見られ、道路、公園等の都市基盤施設が充分に整備されないまま市街化が進んでいる地区である。 そこで、本地区計画を策定することにより、生活道路の整備を促し、適切な都市基盤施設の整備を進めることで、快適でゆとりある良好な住宅地の形成を図ることを目標とする。
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	敷地の細分化などによる無秩序な市街化を防止するとともに、周辺の河川緑地などの自然環境や生産緑地等の農地などと 調和した、緑豊かで潤いのある良好な低層住宅地の形成を図る。あわせて、地区内に残る緑地等については、その保全に努 める。
	地区施設の整備の方針	良好な住宅地の形成を図るため、道路の整備を促すとともに、公園、緑地等の維持・保全に努める。 特に道路については、その整備の目標をおおむね幅員4.5 m以上とし、防災性及び安全性の向上をめざす。
	建築物等の整備の方針	都市基盤施設の整備の促進を図るため、道路の整備状況を勘案した建築物の容積率の最高限度及び建築物の建ペい率の最高限度を定めるとともに、ゆとりある住環境を維持するため、建築物の敷地面積の最低限度及び壁面の位置の制限を定める。また、垣またはさくの構造の制限を定め、敷地内の緑化を促し、緑あふれる街並みの創出に努める。特に道路沿道については、生垣化を積極的に促進する。

	建	建築物の容積率の最高限度	建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第2項の規定により同条第1項の道路とみなされる道に接する敷地(同条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線と道との間の当該敷地の部分を道路として築造したものを除く。)における建築物の容積率の最高限度は、10分の6とする。
地区	英 物 等	建築物の建ぺい率 の最高限度	法第42条第2項の規定により同条第1項の道路とみなされる道に接する敷地(同条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線と道との間の当該敷地の部分を道路として築造したものを除く。)における建築物の建ペい率の最高限度は、10分の3とする。
整	に	建築物の敷地面積 の最低限度	1 2 0 m²
備	関す		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、幅員4.5m未満の道路の境界線までの距離は、0.75m以上とし、幅員4.5m以上の道路の境界線までの距離及び隣地境界線までの距離は、0.5m以上としなければならない。ただし、この
計	る事	壁面の位置の制限	距離に満たない位置にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。 イ 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの
画	項		ロ 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが 2.3 m以下で、かつ、床面積の合計が 5 m 以内であるもの
		垣又はさくの構造 の制限	道路に面して設ける垣又はさくの構造は、生垣又は緑化したフェンスとする。ただし、高さ0.6m以下のコンクリートブロック又は石積等並びに門柱は、この限りでない。

※は知事協議事項

「区域は、計画図表示のとおり」

(理由) 用途地域の変更に伴い、区域の整合を図るため地区計画を変更する。